

1 指定種、保護区域等における法規制

野生動植物の保護につながる法制度として、現在、自然公園法等で特別地域内において許可を受けなければ採取、又は損傷してはならない植物を指定して、希少種の保護を行っているところであるが、さらに、野生動植物の保護対策を総合的に推進し、実効あるものとするために新たな条例の創設が必要であり、創設にあたっては、次のような各種方策を検討し、盛り込むことが適当である。

(1) 各主体の責務

ア 県、県民、事業者等の責務の明確化

野生動植物は、県民共有の貴重な財産であり、その保護が生物の多様性を確保していくうえで、欠くことのできないものであることに鑑み、野生動植物の保護に関し、県、県民、事業者等の責務を明らかにする必要がある。

イ 県は、野生動植物の置かれている状況を常に把握するとともに、野生動植物の保護に関する総合的施策を計画的に実施する。また、野生動植物の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発等必要な措置を講じるものとする。

ウ 県民は、登山、釣りその他野外活動を行うにあたって、野生動植物の生息・生育地の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮し、野生動植物の保護に自ら努め、県が行う施策に協力するものとする。

エ 事業者は、その活動事業を行うにあたって、これに伴い生ずる野生動植物の生息・生育環境への負荷の軽減に必要な措置を講じるとともに、県が行う施策に協力するものとする。

(2) 特定希少野生動植物の指定

県下において個体群の存続に支障をきたしている種の中から、特定希少野生動植物を指定する際は、専門家による選定委員会などを設置し、県民の理解が得られる明確な選定基準を設けたうえで、選定する必要がある。

(3) 生息・生育地保護区の指定

生息・生育地保護区の指定にあたっては、種の指定と同様、専門家による選定委員会などを設置し、県民の理解が得られる明確な選定理由が必要である。

また、保護区に指定されることで、各種の私権が制限され、損失補償の問題が生じるおそれがあることから、事前に、地元説明会を開催するなど、地域住民の十分な理解と協力を得ながら進める必要がある。

なお、将来にわたり生息・生育地を継続的に保全していくためには、地域住民の協力が不可欠であり、各種保護団体とも連携を図りながら、地域における保全体制を整えることが必要である。

(4) 行為の規制

ア 捕獲、採取、殺傷及び損傷の規制

特定希少野生動植物の個体の捕獲等は、その種の保護の重要性に鑑み、「学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合」や「人の生命又は身体の保護、非常災害に対する必要な応急措置としての行為その他のやむを得ない事由がある場合」を除き、これを禁止する。

イ 所持、譲渡し及び譲受けの規制

特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その生息・生育の条件を維持するための適切な配慮に努めるとともに、種によっては、金銭の授受を伴う譲渡し及び譲受け等の行為を禁止するなど、その流通を規制する。

ウ 開発行為等の規制

次の開発行為は、必要に応じ許可制とする。

- ・建築物等の新築、改築及び増築等
- ・宅地の造成、土地の開墾及びその他の土地の形質変更等
- ・鉱物の採掘及び土石の採取等
- ・水面の埋立及び干拓等
- ・木竹の伐採、草木の採取
- ・その他、特定の野生動植物の生息・生育に支障があると認められる行為

(5) 罰則規定等

特定希少野生動植物の捕獲・採取等を規制し、生息・生育地保護区における開発行為等を制限するほか、これらの実効性を確保するには、特定希少野生動植物の保護のための指導・監督権限の付与や規制措置に伴う土地所有者の損失を補償するとともに、規制措置の違反行為に対しては罰則規定を設けることが必要である。

ア 県による措置命令

県は、必要があると認めるときは、規制の対象となる行為について、必要に応じ、立入検査や報告徴収等を行うことができるものとする。

イ 県による損失補償

県は、保護区内における規制措置の実施により損失を受けた当該土地所有者に対し、適正な損失補償を行うものとする。

ウ 罰則

県は、特定希少野生動植物の保護のため、規制措置の違反行為に対しては、罰則規定を設けるものとする。

エ 保護管理計画の策定

県は、特定希少野生動植物の保護回復事業を効果的に実施するため、県民等の意見を聞いて、保護管理計画を定めるものとする。